

議案第69号

勝山市行政組織条例の制定について

勝山市行政組織条例を別紙のように制定する。

令和2年2月25日提出

勝山市長 山岸 正裕

提案理由

市長の権限に属する事務の公務能率の確保を図るため、組織機構を改編したいので、この案を提出する。

勝山市条例第 号

勝山市行政組織条例

(課の設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、勝山市に次の課を置く。

- (1) 未来創造課
- (2) 総務課
- (3) 監理・防災課
- (4) 財政課
- (5) 市民・税務課
- (6) 環境政策課
- (7) 福祉・児童課
- (8) 健康長寿課
- (9) 商工観光・ふるさと創生課
- (10) ジオパークまちづくり課
- (11) 農林政策課
- (12) 都市建設課
- (13) 建築営繕課
- (14) 上下水道課

(課の分掌事務)

第2条 課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

(1) 未来創造課

- ア 秘書に関すること。
- イ 広報及び広聴に関すること。
- ウ 市長の特命に関すること。
- エ 重要施策の企画及び調整に関すること。
- オ 総合計画に関すること。
- カ 人権及び男女共同参画に関すること。

(2) 総務課

- ア 市議会の招集及び議案に関すること。
- イ 文書及び法令に関すること。
- ウ 職員の人事及び厚生に関すること。
- エ 情報及び統計に関すること。
- オ その他行政一般に関すること。

(3) 監理・防災課

- ア 財産に関すること。
- イ 工事請負並びに物品購入の入札及び契約に関すること。
- ウ 工事等の検査全般に関すること。
- エ 防災対策に関すること。

(4) 財政課

ア 予算その他財政に関すること。

(5) 市民・税務課

ア 市税の賦課及び徴収並びに税外収入に関すること。

イ 戸籍及び住民基本台帳に関すること。

ウ 消費者行政に関すること。

エ 国民健康保険に関すること。

オ 後期高齢者医療制度に関すること。

カ 国民年金に関すること。

(6) 環境政策課

ア 環境の保全に関すること。

イ 廃棄物の処理に関すること。

ウ 交通対策及び交通安全に関すること。

(7) 福祉・児童課

ア 生活保護に関すること。

イ 障害者福祉に関すること。

ウ 児童福祉に関すること。

(8) 健康長寿課

ア 老人福祉に関すること。

イ 介護保険に関すること。

ウ 健康増進に関すること。

エ 疾病予防に関すること。

(9) 商工観光・ふるさと創生課

ア 商工業に関すること。

イ 観光に関すること。

ウ 雇用の促進及び安定に関すること。

エ 企業誘致に関すること。

オ 移住・定住に関すること。

カ ふるさと創生に関すること。

(10) ジオパークまちづくり課

ア ジオパーク及びユネスコエコパークに関すること。

イ 地域振興及び市民協働に関すること。

ウ 自然体験に関すること。

(11) 農林政策課

ア 農業に関すること。

イ 林業に関すること。

ウ 水産業に関すること。

エ 鳥獣害対策に関すること。

(12) 都市建設課

ア 道路及び河川に関すること。

イ 公園に関する事。

ウ 都市計画及び市街地整備に関する事。

(13) 建築営繕課

ア 建築及び営繕に関する事。

イ 市営住宅に関する事。

(14) 上下水道課

ア 上水道に関する事。

イ 下水道に関する事。

(委任)

第3条 この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(勝山市部設置条例の廃止)

2 勝山市部設置条例(平成5年勝山市条例第23号)は、廃止する。